

愛知県障害者差別解消推進条例案について

平成27年9月4日

愛知障害フォーラム（ADF）

平成27年8月31日、15時より、愛知障害フォーラム（ADF）緊急幹事会を開催し、愛知県障害福祉課を招いて、資料（「条例案の主なポイント」、「条例案の概要」）に基づき

- ①条例案は9月定例議会に知事提案条例として提出すべく準備をしていること
- ②9月3日に記者発表を予定していること
- ③差別解消法の範囲内であり、県民への周知、理解が主な目的であること
- ④そのため、障害者団体等のヒアリングや愛知県障害者施策審議会への議題提出の必要がないと判断したこと

などの説明を受け、条例（案）策定の経過や内容について忌憚のない質疑応答が行われました。

問題点などをしてきましたが、課長からは、それでも議会へ提出すると一方的でした。

その後、FAX等さまざまな方法で、愛知県大村知事に拙速に進めないよう、要望したところ、9月3日に行われた、知事の臨時記者会見で「一度、条例は取り下げ、障害者団体の意見を取り入れながら進めたい」という旨の発言がありました。

わたしたち、愛知障害フォーラム（ADF）は、われわれの声に耳を傾けた、この知事の決断を高く評価すると共に、あらためて下記について意見要望します。

愛知障害フォーラムの条例案に対する見解と意見要望

愛知県の障害者団体は、平成20年8月に愛知障害フォーラムを結成（27団体加盟）し、毎年、愛知県及び県議会に愛知県条例の制定を要請してきました。こうした経緯から、今回の突然の条例（案）に各団体とも「何があったのか」と一様に驚いています。

愛知障害フォーラム（ADF）としては、今までの経緯から、愛知県の条例づくりの取り組みを高く評価し、歓迎するものです。

一方、条例（案）が、障害者団体に対する事前のヒアリングを経ないことや愛知県障害者施策審議会への議題提出等も行われないうまま、9月定例議会で提案・議決する手法には異議があります。

このような一方的な条例づくりの進め方については、明確に「反対」の意思を表明せざるを得ません。

そもそも、差別解消法の根底にある「障害者権利条約」は、“Nothing about us without us”「わたしたちぬきに、わたしたちのことを決めないで」をスローガンに制定され、障害者制度改革推進会議差別禁止部会においても多くの障害者団体・当事者が参画して「差別解消法」が制定されてきました。また、既に条例を制定してきた地方自治体においても、このような取り扱いをしたケースはありませんでした。

こうした事実経過を踏まえ、愛知障害フォーラム（ADF）は、条例づくりの進め方について下記内容の意見・要望を表明いたします。

記

1. 障害当事者、家族、障害者団体等のヒアリング及び愛知県障害者施策審議会での十分な審議を保障して下さい。
2. 職員対応要領とは異なり、条例の施行日は何時までにという期限がある訳ではありません。従って、9月議会に拘ることなく、12月定例会、3月定例会も視野に取り組んで下さい。

愛知障害フォーラム（ADF）構成団体

特定非営利活動法人 愛知県自閉症協会・つぼみの会
愛知県重症心身障害児（者）を守る会
一般社団法人 愛知県身体障害者福祉団体連合会
愛知県知的障害者育成会
一般社団法人 愛知県聴覚障害者協会
特定非営利活動法人 愛知県難聴・中途失聴者協会
社会福祉法人 愛知県盲人福祉連合会
特定非営利活動法人 愛知県精神障害者家族会連合会
愛知盲ろう者友の会
愛知県障害者（児）の生活と権利を守る連絡協議会
きょうされん愛知支部
特定非営利活動法人 名古屋市精神障害者家族会連合会
名古屋市視覚障害者協会
社会福祉法人 名古屋市身体障害者福祉連合会
社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会
中部脊髄損傷者協会
名古屋市肢体不自由児・者父母の会
社会福祉法人 A J U自立の家
名古屋市聴言障害者協会
愛知県重度障害者団体連絡協議会
特定非営利活動法人 わっぱの会
特定非営利活動法人 愛知県難病団体連合会
特定非営利活動法人 名古屋難聴者・中途失聴者支援協会
ポリオ友の会東海
愛知県手話通訳士協会
愛知県手話通訳問題研究会
社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会